

静岡県教育委員会

会議録

平成 23 年度 第 3 回定例

5 月 12 日（木）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 23 年 5 月 12 日に教育委員会第 3 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|------|
| 1 | 開催日時 | 平成 23 年 5 月 12 日 (木) | 開会 | 14 時 |
| | | | 閉会 | 15 時 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 金 子 容 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 伊 藤 鋭 一 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 寺 田 好 弥 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 田 中 潤 | 事務局参事兼学校教育課長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 吉 澤 勝 治 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 石 川 理 恵 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 原 田 揚 一 | 財務課長 | |
| | | 西 川 誠 | 福利課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育推進室長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 高校再編整備室長 | |
| | | 活 洲 み な 子 | 社会教育課長 | |
| | | 柳 田 恭 一 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 井 和 子 | スポーツ振興課長 | |
| | | 渡 邊 勉 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 内 田 育 子 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 宇佐美 壽 英 | 学校教育課参事 | |
| | | 橋 本 勝 | 学校人事課人事監 | |

4 その他

(1) 第 3 号～第 6 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 は、了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、溝口委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第6号議案は調整中の案件であるため、非公開としたいと思うが、
異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第6号議案を非公開とする。

第3号議案 静岡県高等学校教育課程編成の基準の改訂

委 員 長： 議案書1頁「第3号議案 静岡県高等学校教育課程編成の基準の改訂」について、宇佐美学校教育課参事より説明願う。

学校教育課参事： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 何をどう変えたのか、具体的例を説明してほしい。

学校教育課参事： 別添資料4頁「各教科・科目の履修等」の「履修単位数」であるが、
国語総合については「3単位又は2単位に、その他の必修教科・科目については、1単位に限り減じることができる」と改訂した。学習指導要領ではもう少し減じて良いことになっているが、本県では1単位減に留めてある。また、別添資料5頁「専門学科における各教科・科目の履修」に関しては、「専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。この場合、当該専門教育に関する各教科・科目の履修単位数が、専門教科・科目の履修単位数の2分の1を超えること」と改訂した。

溝 口 委 員： 説明資料の「主な改訂点」に「体育、食育、安全教育、情報教育の充実」とあるが、特に震災は安全教育の重要性が高まっている。それについては、どう改訂したのか。

学校教育課参事： 震災を踏まえた改訂はできていない。これから検討していきたい。

委 員 長： 「言語活動の充実」について聞く。日本における国語教育は、欧米の国語教育と大きく異なっている。日本で国語といえば、文学などが思い浮かぶが欧米ではディスカッション力を身に付けることである。古典を学んだり文学を学んだりすることは大事だが、それ以外にもディスカッション力を身に付ける授業が必要である。説明資料の「主な改訂点」に「国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実」とあるが、別添資料14頁に「国語総合は2単位まで減可」ともある。単位数を減らしたらディスカッション力は身に付かない。ディスカッション力を身に付けるためにはトレーニングが大切である。

加 藤 委 員： 「PISA」の結果を見ると、日本が諸外国と比較して不得意にしていることは、言語を使って論理的に説明する能力である。国語の授業

でも作文を書かせたり討論をさせたりすることが大切である。大人がコンセンサスを作ることができないのは、子どもの頃に議論をしていないからである。議論できる子どもたちを育てなければならない。

学校教育課参事： 説明資料 14 頁にあるように従来は「生徒の言語活動の適正化」だったのが、「生徒の言語活動の充実」と改訂した。学習指導要領が改訂されて、これまで以上に言語活動に重きをおいている。

委員 長： それを現場の教員がどれだけ実践できるかが重要である。今回の改訂によって、どのように言語活動が充実されるかが見えない。

学校教育課参事： 国語総合は現代文と古典の領域が合わさった科目である。国語総合の単位を少なくして現代文や古典の単位を増やしている学校もある。

溝口委員： 別添資料 18 頁に「体育は、各年時の単位数はなるべく均分して配当する」とある。均分されていない現状があるのか。

学校教育課参事： ほぼ均等に行われている。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員 長： 第 3 号議案を原案どおり可決する。

第 4 号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正

委員 長： 議案書 3 頁「第 4 号議案 静岡県立学校処務規程の一部改正」について、塩崎高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： この書式は紙で提出するのか。

高校再編整備室長： この書式はデータで提出できる。ワードやエクセルで様式を作成しており、各学校は必要事項を書き込むだけで済む。ただし、押印が必要な書類は紙で提出することになる。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員 長： 第 4 号議案を原案どおり可決する。

第 5 号議案 静岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

委員 長： 議案書 21 頁「第 5 号議案 静岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」について、柳田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員：（異議なし）
委 員 長： 第5号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 静岡北特別支援学校損害賠償請求控訴事件判決

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 静岡北特別支援学校損害賠償請求控訴事件判決」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員：（特になし）

委 員 長： 報告事項1を了承した。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第6号議案 平成23年5月県議会臨時会に提出する議案

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成23年度第3回教育委員会定例会を閉会とする。